

茨木市景観重要公共施設の整備等に係る協議の概要

1. 景観重要公共施設の整備等に係る協議の背景

茨木市では、平成24年に景観法に基づく茨木市景観計画（以下「景観計画」という。）及び茨木市景観条例を策定し、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進しています。

道路や河川、公園等の公共施設は地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備、占用等を行うことにより、良好な景観形成の推進につながります。このため、茨木市では、景観上特に重要な公共施設を景観計画において「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めています。

景観重要公共施設内において、整備及び占用許可等の申請を行う場合は、景観計画に定める基準に適合しているかの事前協議が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2. 景観重要公共施設の指定

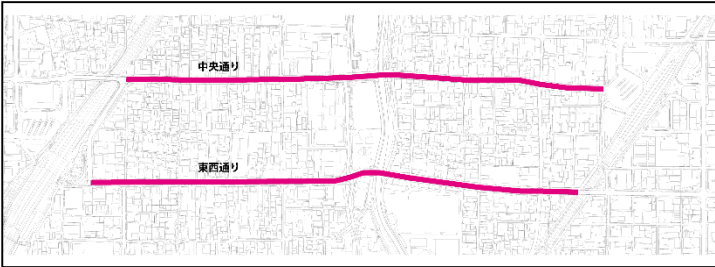
<景観重要道路>

東西軸（中央通り及び東西通り）

	区間（起点～終点）
中央通り	別院町4番～駅前一丁目1番
東西通り	西中条町2番～別院町7番

東西軸は、JR茨木駅や阪急茨木市駅、文化・子育て複合施設「おにクル」などの賑わいの拠点をつなぐ市のメインストリートです。

<景観重要道路位置図>



3. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準

<景観重要公共施設の整備に関する事項>（景観法第8条第2項第4号ロ）

【整備の方針】

- ・（中央通り）人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
- ・（東西通り）うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

【整備に関する事項】

- ・道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努めます。
- ・良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進します。
- ・舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努めます。

<景観重要公共施設の占用等の許可の基準>（景観法第8条第2項第4号ハ）

【許可の対象】

- ・バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物（道路法第32条第1項又は第3項）

【許可の基準】

- ・バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

お問い合わせ

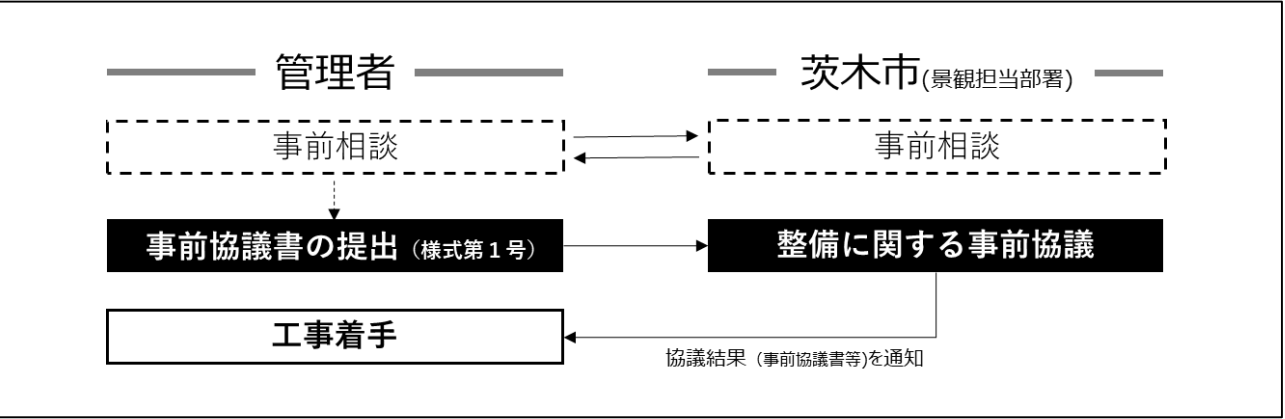
茨木市 都市整備部 都市政策課 まちづくり係

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
TEL：072-620-1660
FAX：072-620-1730
E-mail：toshi@city.ibaraki.lg.jp

4. 景観重要公共施設に係る協議等の手続き

<整備に係る事前協議の流れ（要綱第2第1項、第2第2項）>

景観重要公共施設の整備を行うときは、計画変更が可能な早期段階（30日より前）に、茨木市景観担当部署と景観上配慮すべき事項について事前協議を行ってください。

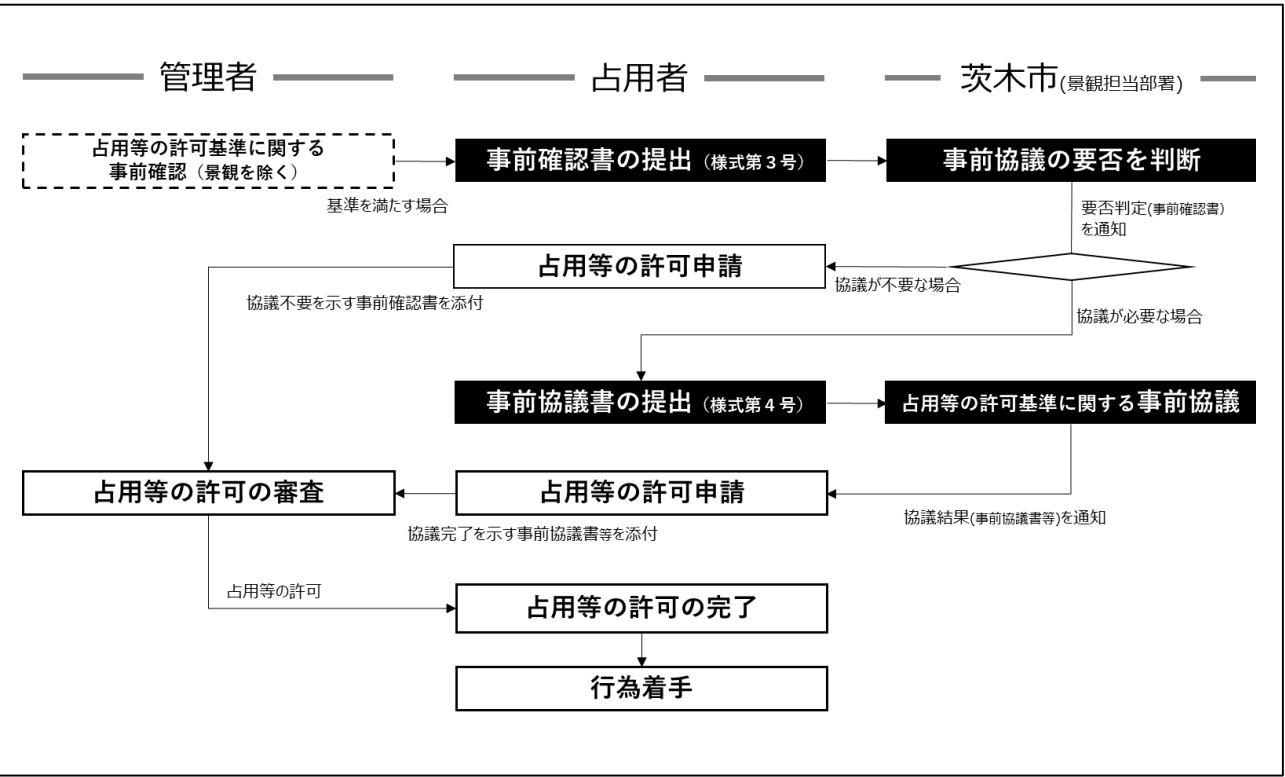


次に掲げるものについては、事前協議を必要としない（要綱第2第1項）

- (1) 法令等の規定により整備するもの
- (2) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (3) 日常管理又は部分補修に関するもの
- (4) 地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- (5) その他市長が認めるもの

<占用等の許可に係る事前協議の流れ（要綱第3第1項、第3第2項、第4第1項、第4第3項）>

景観重要公共施設への占用等の許可を受けるときは、あらかじめ管理者に占用物件等の許可基準について確認したうえで、茨木市景観担当部署と景観上配慮すべき事項について事前協議を行ってください。



次に掲げるものについては、事前協議を必要としない（要綱第4第1項）

- (1) 法令等の規定により設置するもの
- (2) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (3) 地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- (4) 工事や催物等のために一時的に設置するもの
- (5) 新たに景観重要公共施設を指定する景観計画の変更の施行日において当該指定内で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（施行日前の外観から変更が行われていないものに限る。）
- (6) その他市長が認めるもの